

一般事業主行動計画

令和8年3月2日
医療法人博愛会（社団）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの4年間

2. 内容

目標 1. 計画期間内に育児休業に取得率を次の水準以上とする。

男性職員 取得率15%以上

女性職員 取得率90%以上

<対策>

令和8年4月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）、実施

目標 2. フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法廷時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を現在12時間となっているが10時間未満とする。

<対策>

令和8年4月 ～ 小学5年生の就学前の子を持つ職員を対象とする短時間勤務正職員制度導入を行い、人員を確保。次に短時間職員による業務時間の不足を、新たなるパート職員の雇用推進による補充の実施。それによりフルタイム労働者の法廷時間外労働・法定休日労働時間の削減につなげる。